

# きょうとしがいこくせきしみんなくこんわかい 京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.36

へんしゅうはつこうきょうとしがいこくせきしみんなくこんわかいじむきょくきょうとしそうむきょくごくさいかすいしんしつ  
編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）

## 2008(平成20)年度第4回会議を開催しました。

にちじ 2009(平成21)年2月25日(水)午後2時から5時まで

ばじょ 京都市国際交流会館

ぎだい議題1 外国籍市民が暮らしやすい環境づくりについて

だい かいかいぎひつづ がいこくせきしみんく かんきょう しんざ こんかい  
第3回会議に引き続き、外国籍市民が暮らしやすい環境づくりについて審議しました。今回は  
とく がいこくじんもんだいせんもんてきそうごうてきあつか そうせつ たんとういいん  
特に、外国人の問題を専門的に扱うソーシャルワーカーの創設について、担当委員が  
ほうごくあとかくいいんいけん だあ  
報告をした後、各委員が意見を出し合いました。

ぎだい議題2 外国籍市民と日本人との交流について

がいこくせきしみんとく けんひとびとかかもんだい ぶんか かつどう  
外国籍市民、特にイスラーム圏の人々が抱える問題とイスラーム文化センターの活動について  
たんとういいん ほうごくうあとにほんじん そうごりかいそくしん こうりゅうきかい ざろん  
て担当委員から報告を受けた後、日本人との相互理解の促進や交流機会づくりについて議論  
しました。

ぎだい議題3 平成20年度報告内容について

だいかいだいかいしんざないようふかえこんねんどこんわかい ほうこくないようはな  
第2回から第4回まで審議した内容を振り返り、今年度、懇話会から報告する内容について話  
しました。



議題  
1

## 外国籍市民が暮らしやすい環境づくりについて

### 担当委員の報告

#### ● 外国籍市民支援のための専門職の確立

近年、新しく来日する外国人はますます増加し、その国籍は多様化、滞在は長期化してきている。彼らは、身近に相談できる家族がおらず、言葉や生活習慣の違い、差別や偏見などにより、地域で孤立してしまう傾向にある。また、外国人が抱える問題はビザ、法律、就労・社会保障、相続など多岐にわたり、解決に当たって専門的な知識を必要とするものが多い。

現在、行政や民間が各種の支援、相談事業を実施しているが、日本語講座の実施や、サービスの提供という形で行われる従来型の支援方法では、複雑化した外国人問題を解決するのには限界がある。個々の外国人の文化や価値観を十分に理解し、専門的な福祉援助技術や、制度全般の知識を持つ、外国人問題を専門的・総合的に扱い、解決に導いていく福祉専門職の制度を確立する必要がある。

### 各委員の主な意見

- 区役所等の行政窓口で、外国籍市民の相談に専門的に乗る人が必要である。その一方で、そこでアプローチできない人もたくさんいるので、ボランティアも含めて、そうした外国籍市民を日常生活に近いレベルでサポートする人も必要である。
- 外国籍市民をサポートする人を、きちんと認定し、活動に位置づけを与えて、日常生活に近いレベルで活動してもらうことで、問題が起こってから対処するのではなく、問題が発生する前に解決を図っていくことができるようになると思う。
- 外国籍市民が地域で十分な支援を受けることができるよう、町内の人全体を把握する役割を果たす、町内会長の国際化を図ってはどうか。
- 國際交流会館以外でも外国人が相談できる機会を設けることが必要である。



## がい こく せき し みん に ほん じん ごう りゅう 外国籍市民と日本人との交流について

### たん とう い いん ほう ごく 担当委員の報告

#### ●どんな国籍の市民にも「楽園だ!」と思われる京都をつくりたい●

京都市には、多くのムスリム（イスラーム信者）が暮らしている。正しい情報が入手できないため、日本人がイスラームについて誤った認識をしていることがある。イスラーム文化センターでは、ムスリムと日本人との交流と相互理解を図るために、講演会や相談会、イスラーム世界フェスティバルなどのイベントを開催し、通訳者・翻訳者の紹介などを行っている。また、ムスリムが日本で生活する上で言葉、食事、教育など、生活の様々な場面で抱える課題を解決するため、各種の相談・支援活動を実施している。

ムスリムと日本人が一層理解を深め、ムスリムが快適に京都で生活できるようにするために、これまで以上に充実した取組が必要である。より多くの市民が、イスラーム諸国との文化や習慣を知ることができるように、イスラーム文明センターを設置してほしいと思う。

また、ムスリムは、宗教上、特別な処理が施されたハラール食品しか口にすることができないので、安心して食品を購入することができるよう、ハラール表示の普及を推進してほしい。それから、学校や職場では、ムスリムの留学生や就労者が金曜礼拝に行くことについて理解が得られるよう、啓発に努めてほしいし、外国人の子どもでも安心して通うことができる、文化や宗教等に配慮したパイロット保育園、パイロット小学校があればよいと思う。さらに、長年京都に住み、京都に愛着を持っているムスリムが、死後も京都で眠りにつきたいと思っても、京都市内に土葬ができる墓地がない状況を改善してほしいと思う。

### かく い いん おも い けん 各委員の主な意見

● 京都のムスリムは市内に点在して暮らしている。ムスリムの子どもたちだけのための学校をつくることもできるが、ヨーロッパで同様のことを実施した結果、学校の教育水準が低くなり、結局社会の敗者を生み出すことになった事例がある。孤立化したイスラームコミュニティと周りとの融合が大きな社会問題になったので、日本で同じ失敗を繰り返さないようにしなければならない。

● 学校給食では、アレルギーを持っている子どもには対応してくれるので、同じようにムスリムの子どもにも対応ができるのではないか。

● 学校教育の中で、まだ宗教的規範が確立していない子どもに対して、日本の神々についての話をしたり、クリスマスなどの宗教に関わる催しをしたりすると、子どもの信仰に迷いが生じてしまいよくないので、先生にはそうした子どもに対しては配慮が必要であることを知らせる必要がある。

# 2009(平成21)年度京都市職員採用試験が始まります

北京市では、外国籍の方でも、職員(消防職を除く)になることができます。ただし、一般事務職・技術職のよう、一定の要件が必要なものもあります。

2009(平成21)年度京都市職員の採用情報をお知らせします。

## 募集する主な職種と採用試験実施日程

試験区分	職種	受験資格	受験案内発布開始	受付期間	第一次試験日	最終合格発表
上級I (大学卒業程度)	一般事務職	昭和58年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方	5月15日(金) ～6月5日(金)	5月15日(金) ～6月5日(金)	6月28日(日)	8月下旬
	一般技術職	昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方				
上級II (大学院修了)	一般事務職	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、 大学院を修了または修了見込みの方	6月下旬	8月14日(金) ～9月4日(金)	9月27日(日)	12月上旬
	一般技術職	昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方				
中級 (高校卒業程度)	一般事務職	昭和52年4月2日以降に生まれた方	5月15日(金) ～6月5日(金)	5月15日(金) ～6月5日(金)	6月28日(日)	8月下旬
	一般技術職	昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方				
免許・資格職等	獣医師 薬剤師 保健師等	獣医師:昭和52年4月2日以降に生まれた方 やさしい 薬剤師:保健師等:昭和55年4月2日以降に生まれた方(共に別途 受験案内に記載する必要な免許及び資格を有することが必要)	6月下旬	8月14日(金) ～9月4日(金)	9月27日(日)	11月下旬
	看護師 栄養士 保育士等	看護師:昭和50年4月2日以降に生まれた方 やさしい 栄養士:保育士等:昭和55年4月2日以降に生まれた方(共に別途 受験案内に記載する必要な免許及び資格を有することが必要)				

※採用予定職種・試験内容や採用予定者数など試験の詳細については、受験案内を必ずご覧ください。

※採用予定期は平成22年4月1日です。

## 外国籍の方へ(国籍要件について)

1 一般事務職及び一般技術職では国籍を問いませんが、外国籍の方については、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得している方、又は平成22年3月31日までに取得見込みの方とします。

2 採用後の配置等について

● 外国籍の方は、「公権力の行使」に該当する業務に就くことはできません。

● 外国籍の方は、「公の意思形成への参画」に該当する職に就くことはできません。

● 外国籍の方は、「公の意思形成への参画」に該当する職とは、京都市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職のことであり、具体的には、①ラインの課長級以上の職、②京都市の基本政策の決定(基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等)に携わる係長級以上の職が該当します。

● 外国籍の方は、「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

## 受験案内・申込書請求の手続き

### 1 郵送で請求する場合

希望する区分、職種を表に書いた定型の封筒に(例: 上級I-一般事務職請求), 140円切手を貼った角

がた ごう ていど おお へん 型2号サイズ(33cm×24cm程度の大きさ)の返

しんようふうどう じぶん ゆうびんばんごうじゅうしょ しめい めいき どうふう 信用封筒(自分の郵便番号・住所・氏名を明記)を同封

きうとう し じん じ い いんかんじ むきょく し まか し なかざとう かわらまちどおりいりすが しまる のうえ、京都市人事委員会事務局任用課(〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下丸屋町39番地Y・J・Kビル6階)へ請求してください。

2 直接交付を希望する場合

さよと し じん じ い いんかんじ むきょく し やくしょうじゅうしゃあんないしょ かくく 京都市人事委員会事務局、市役所庁舎案内所、各区役所・支所のまちづくり推進課、京都市各図書館等

にあります。

## 京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上上の本能寺前町488番地

京都市総務局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

ホームページ [http://www.city.kyoto.lg.jp/somu/soshiki/3-4-0-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/somu/soshiki/3-4-0-0-0_1.html) メール [kokusai@city.kyoto.jp](mailto:kokusai@city.kyoto.jp)